

Point

自治会ごとに
避難場所を考える

三条市

三条市

緊急避難場所 選定の手引き

EVACUATION AREA

災害時は、命を守ることが最優先です。
「学校などの指定避難所に避難すればよい」
という一律の考え方では命を守れません。
災害の種類や状況に応じて最善をつくしましょう。

さあみんなで考えよう。

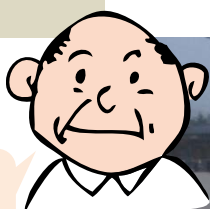


7.29 水害を受けて…

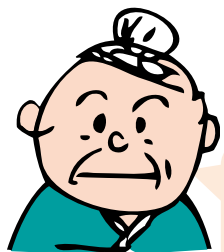
必ずしも市が指定している避難所 への避難が最善とは限りません

7.29水害時：三条市内で冠水した道路の様子（島川原自治会提供）

避難しようとしたら、すでに
浸水がはじまっていた。



足が悪いので、
遠い公共施設避難所
まで行けなかった。

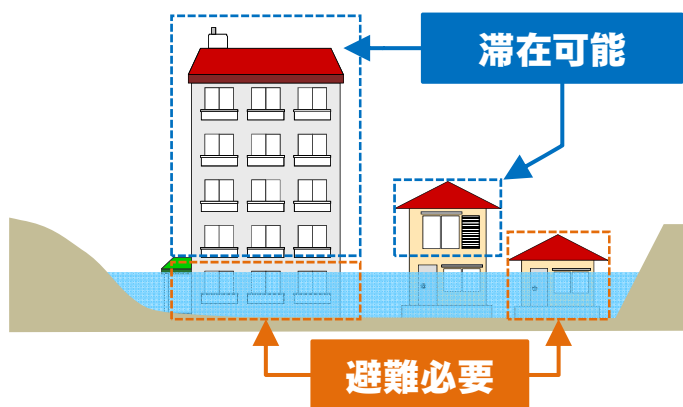


7.29水害（平成23年7月新潟・福島豪雨災害）の検証結果から、避難をはじめる段階で、すでに道路が浸水していたり、指定されていた公共施設の避難所が遠かったため、避難しなかった、あるいは避難できなかった住民がいることが分かりました。

これまでのように、「学校などの指定避難所に避難すればよい」という一律の考え方ではなく、命を守ることを第一に考えて、現実的な対応を考える必要があります。

豪雨災害時は、浸水前の
早めの避難が大原則ですが…

避難が遅れた場合でも、浸かった水
の中を避難するのは大変危険です。



平屋(1階建て)にお住まいの方は、
他の場所に避難が必要です。
しかし、2階以上の安全な場所がある方は、**無理に遠くまで避難せず**、
2階以上に垂直避難(自宅滞在)して
身を守ることが大切です。

このたび、市では、これまで指定していた公共施設避難所について、災害の種類ごとに市民の命を守る観点から施設選定を見直すこととしました。また、逃げ遅れた場合などに緊急的に身を守るため、一時的に駆け込むことができる避難場所として、民有施設を活用することについて検討しました。

【三条市避難所検討委員会】

避難所の見直しにあたっては、行政だけで考えるのではなく、関係者から広く様々な意見を聞くため、自治会長や自主防災組織、民生委員、ボランティア団体、商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体の代表者と防災対策総合アドバイザー（群馬大学広域首都圏防災研究センター）で構成する避難所検討委員会を設置し、避難施設の選定基準をはじめ、選定方法や開設・運営方法等について検討しました。



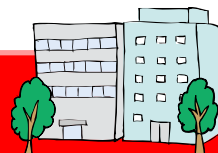
逃げ遅れた場合に命を守るため、 緊急避難場所に駆け込みましょう

見直しに関する 基本的な考え方

市は、これまで学校などの公共施設だけを避難所としていましたが、災害の進展状況に応じて適切な避難ができるよう、避難施設を「緊急避難場所」と「避難所」に区分することにしました。

緊急避難場所

災害の危険から緊急的に身を守るため、一時的に避難する場所です。



どのような施設を誰が選ぶのか？

緊急避難場所は、災害時に公共施設の避難所まで避難することができない場合に駆け込む場所として、地域内やその周辺にある安全な建物(民有施設)を想定しています。そのため、自治会ごとに地域住民の皆さんが選ぶことになります。

どのように開設・運営するのか？

緊急避難場所は、自治会や施設管理者が開設します。開設者は、施設の開錠や避難者の緊急受入れ(施設内の安全な場所への誘導)、市の災害対策本部との連絡調整(必要に応じて)などを行います。また、避難場所の運営は、避難者の皆さんが協力して行います。

【避難者の緊急受入れ】

開設

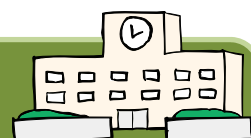
基本的に公共施設への避難ができない緊急時に限り施設を使わせてもらうことになります。
そのため、開設するタイミングについては、日頃から自治会と施設管理者との間で相談しておいてください。

閉所

基本的に、災害の進展が落ち着き公共施設の避難所への移動ができるようになったら、緊急避難場所は閉所します。

避難所

自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごす場所です。



どのような施設を誰が選ぶのか？

避難所は、原則として学校などの公共施設とし、災害の種類ごとに市が選びます。

どのように開設・運営するのか？

避難所は、基本的に市が開設します。運営は、担当の職員だけでなく、避難された地域住民の皆さんに協力していただいて行います。

避難所の運営業務の例: 情報提供(掲示物、チラシの貼付等)、物資食料の提供、施設衛生管理(ごみの管理、清掃等)、避難所の見回り(避難者の要望聞き取り等)

【運営】

開設

豪雨災害時	災害時に避難準備情報を発令する前に開設します。
震災時	震度5弱以上の地震が発生したときに、開設します。

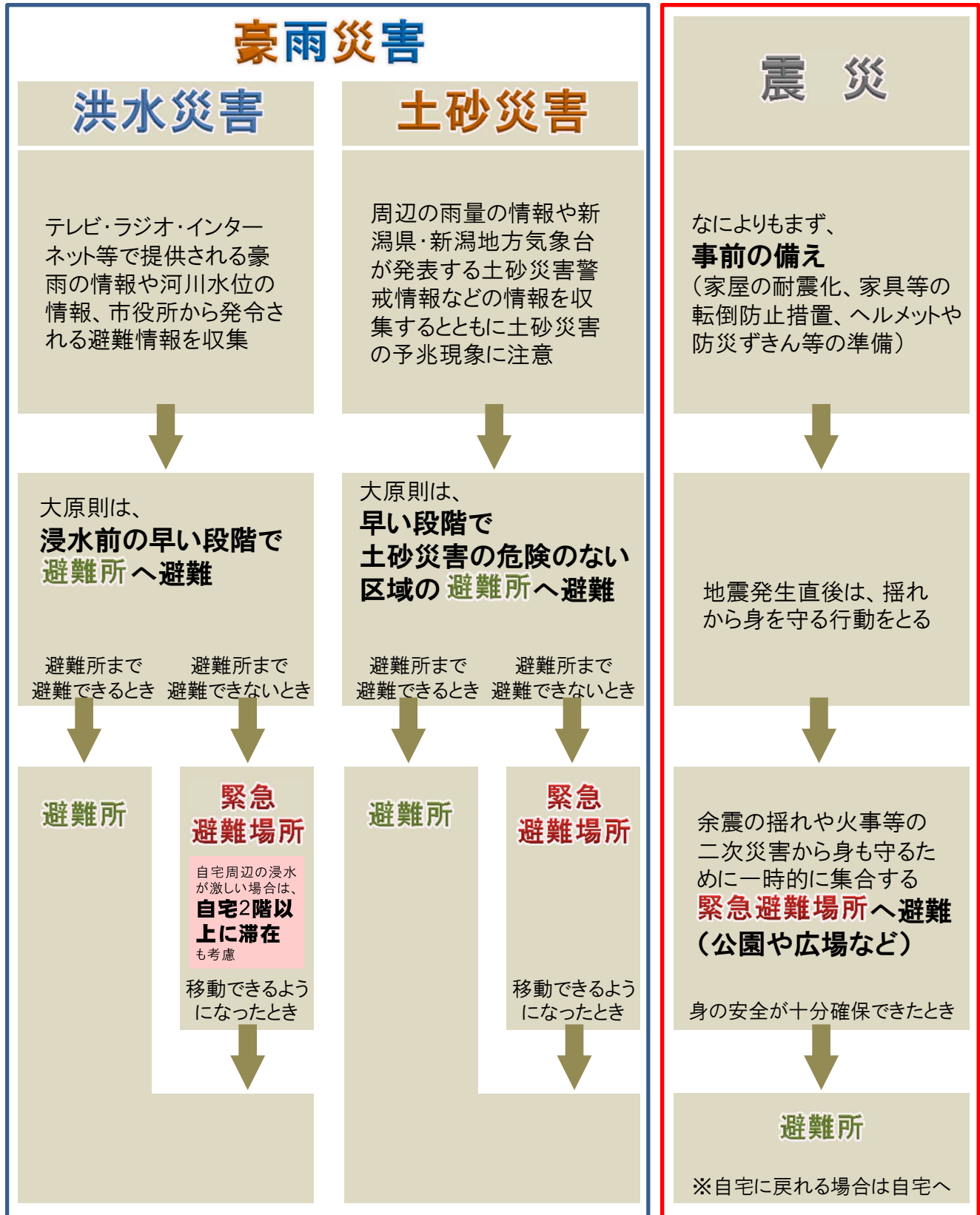
閉所

基本的に、避難者が自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになった時、避難所は閉所します。

災害の種類と 避難方法の違い

洪水災害、土砂災害、地震災害 それぞれで避難方法が異なります

ひと口に避難といっても、対象とする災害の種類と災害の進展状況によって、避難するタイミングや避難先が大きく異なります。それぞれ対象とする災害ごとに避難の流れを考えておきましょう。



それぞれの地域で発生する災害に適した避難場所を見つけましょう

緊急避難場所の選定方法

災害の種類によって、命を守るために注意すべきことは異なります。例えば、洪水災害時には、浸水の中を避難することをなるべく避け、震災時には、耐震が不十分な建物から離れ、そして、土砂災害時には、いち早く危険な区域より外に出る必要があります。

緊急避難場所を選定する際には、それぞれの地域で発生するおそれのある災害を想定した上で、地域の皆さん自身が、いざというときに緊急的、一時的に駆け込める現実的な場所を考えましょう。

手順1

災害の種類ごとに、できるだけ安全な場所を見つけましょう

地域の中での話し合いの場等を通じて、自治会ごとに緊急避難場所の候補となる民有施設等を選びましょう。それぞれの地域で発生するおそれのある災害を想定し、適した避難場所を選んでください。

豪雨災害

洪水災害

土砂災害

震 災

…緊急避難場所の選定基準については、p.5～p.6をご覧ください。

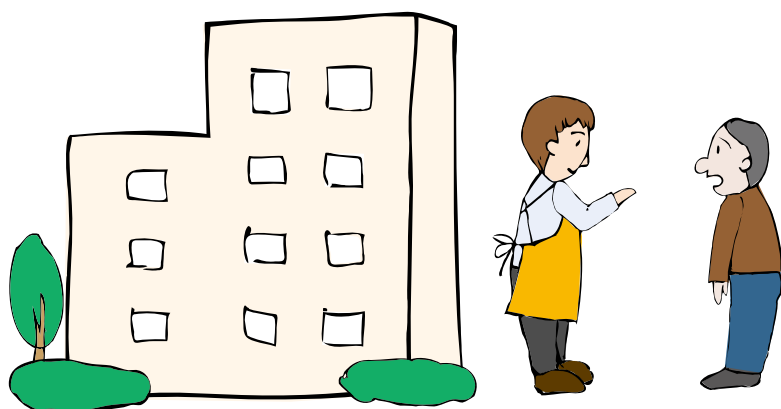
手順2

建物や施設の管理・所有者にあらかじめ利用の許可を得ましょう

緊急避難場所の候補となる民有施設等を選んでも、いざというときに利用できなければ意味がありません。いざというときに施設を利用させてもらえるよう、あらかじめ施設の管理・所有者に利用の許可を得ておきましょう。

利用許可が得られたら、自治会と施設の管理・所有者とで覚書を取り交わすなどして、文書に残しておく、引き継ぎの際に役立ちます。また市では、緊急避難場所を表すステッカーを配布する予定ですので、周辺の方が分かるように、施設の見やすいところに貼っておくとよいでしょう。

…緊急避難場所の覚書のひな形については、p.7（裏表紙）をご覧ください。



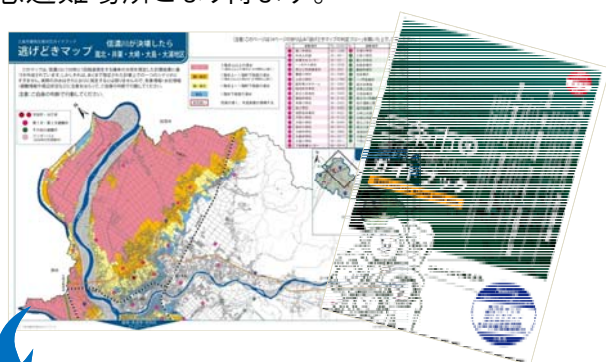
民有施設等を緊急避難場所とすることについては、今後、市でも様々な手段を通じて企業等に対して協力を呼びかけしていきます。

施設の選定基準

それぞれの地域で発生する災害に

緊急避難場所の選定基準 【洪水災害】

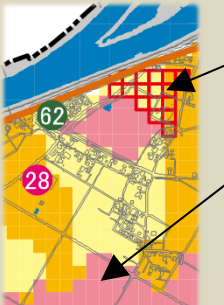
“三条市豪雨災害対応ガイドブック”の“逃げどきマップ”を確認して、信濃川、五十嵐川、刈谷田川のどの河川がはん濫しても安全な建物を見つけましょう。たとえ浸水する地域でも高く丈夫な建物であれば、緊急避難場所となり得ます。



逃げどきマップでの表示の説明

赤色囲い ...流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク ...2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く

三条市豪雨災害対応ガイドブック 逃げどきマップ上の表示		鉄骨造・鉄筋コンクリート造		木造
		2階建て	3階建て以上	2階建て以上
	● 赤色囲い	△	△	×
	● ピンク	×	○	×
	上記以外	○	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが、他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

※ 必ずしも“逃げどきマップ”上の表示に該当しなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所に立地する施設については、極力選定しない。

緊急避難場所の選定基準 【震災】

余震の揺れや火事等の二次災害から身を守るため、あるいは地域の皆さんが一時的に集合する場所として、屋外の空間が避難場所になり得ます。

地震による揺れから身を守った上で避難する場所として…

地域にある公園や広場など、公共・民間を問わず、利用できる空間があれば、緊急避難場所を選定しましょう。

適した避難場所を見つけましょう

施設の選定基準

緊急避難場所の選定基準【土砂災害】

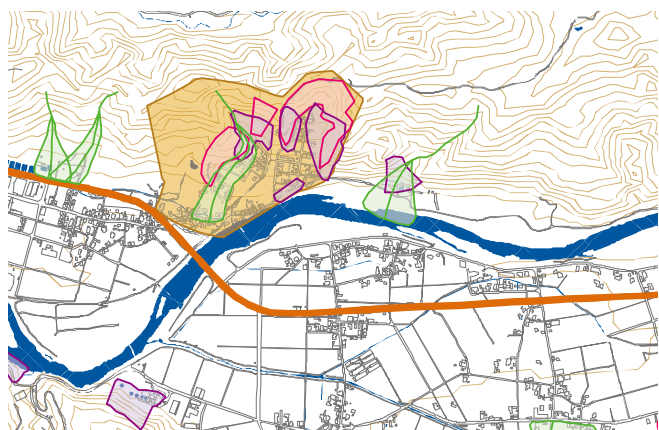
“三条市豪雨災害対応ガイドブック”の“土砂災害危険箇所図”と“新潟県ホームページ”の“土砂災害警戒区域等の指定状況”を確認して、土砂災害が発生したとしても安全な建物を見つけましょう。たとえ屋外であっても土砂災害の危険が無い場所であれば、緊急避難場所となり得ます。

地域の区分	確認資料	鉄骨造・鉄筋 コンクリート造	木造
		2階建て以上	
土砂災害危険箇所	三条市豪雨災害対応ガイドブック ▶土砂災害危険箇所図	△	×
土砂災害特別警戒区域 警戒区域	新潟県ホームページ ▶土砂災害警戒区域等の指定状況	△	×
上記以外の地域		○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが、他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

土砂災害危険箇所

土砂災害による被害の恐れのある箇所（土石流危険区域、がけ崩れ危険区域、山崩れ危険区域、地すべり危険区域）。ただし、法律で開発行為等が規制されるものではない。



- 土石流危険区域
- がけ崩れ危険区域
- 山崩れ危険区域
- 地すべり危険区域

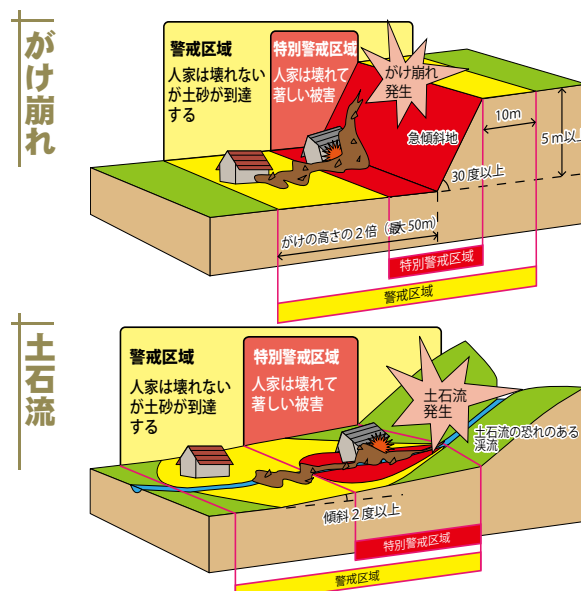
土砂災害特別警戒区域・警戒区域

特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。

警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる地域。



※地すべりに関する区域も指定される場合があります。

緊急避難場所の 選定後は・・・

あらかじめ、施設の管理・所有者 から利用許可を得ておきましょう

利用許可は、口約束から協定書の締結までさまざまな形がありますが、地域と施設の管理・所有者の合意の範囲で無理なく行いましょう。必要に応じてひな形（洪水災害を想定した例）を活用してください。

洪水災害時における緊急避難場所の利用に関する覚書（例）

※1

自治会長

平成__年__月__日の申合せにより、以下のような状況が発生した場合には、様の建物を自治会の住民が緊急避難場所（公共施設避難所への避難が困難となり、災害から緊急的に身を守るため、一時的に待避する場所）として利用させていただくことを自治会より申し入れ、これについて承諾をいただきました。

※2

洪水災害時において、次の場合に限り、緊急避難場所として利用させていただきます。

- 1 自治会内で浸水が始まり、住民が自宅にいることに危険を感じた場合
- 2 五十嵐川で氾濫の危険性が高まり、公共施設避難所まで避難することが困難な場合

なお、施設の使用に係る対価の支払いや補償等はありません。

※3



担当者 連絡先

※異動などにより、担当者様に変更が生じましたら、下記自治会担当者まで連絡願います。



自治会

担当者 連絡先

※上記担当者が交代し、新しい担当者が決まり次第、連絡いたします。

※ には自治会名を、には建物や施設の管理・所有者名を記入します。

※1 自治会長名で覚書を取り交わします。

※2 どのような状況になった場合に利用させてもらうことになるのかを明記します。

※3 双方の担当者和その連絡先を明記し、覚書の内容を次の担当者に引き継げるようにします。



三条市 緊急避難場所選定の手引き

発行 三条市 / 監修 群馬大学広域首都圏防災研究センター

※この手引きに関するお問い合わせは、三条市総務部行政課防災対策室（TEL 0256-34-5511代表）までご連絡ください。